

4. 介護保険施設等

(1) 指定介護老人福祉施設（介護保険法第8条第27項）

* 担当課室 介護サービス指導課 TEL 073-441-2527

老人福祉法上の認可を受けた特別養護老人ホームのうち、入所する要介護者の方々に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設です。

（県内の特別養護老人ホームは、3（1）参照）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、指定事業所一覧（全体版）をご確認ください。